

行政委員と附属機関委員の職責について

	行政委員	附属機関委員
特 徴	<p>・行政委員会が所掌している業務は、①政治的中立性若しくは公平・公正・中立を要する、②執行について専門技術的若しくは利害調整的な視点からの配慮を特に要する、③準司法的又は準立法性格を有する等の性質を具備している。</p> <p>・行政委員会は、合議制の執行機関であり、<u>所管するものを自ら管理執行する権限を有する。</u></p> <p>・委員会の委員は、所掌に応じて、専門家など一定の選任資格が定められ、選任方法も、議会の同意を得た選任又は議会における選挙、住民の選挙等の民主的な手法がとられている場合が多い。</p>	<p>・附属機関は、合議制の機関であるが、<u>所管するものを自ら管理執行する権限を有するのではなく、執行の前提として必要な調停、審査、審議又は調査等を行う。</u></p> <p>※大阪府では、特別職報酬等審議会をはじめ固定資産評価委員会、文化振興会議など、約70の審議会がある。</p>
関係法令	<p>【地方自治法】 第138条の2 <u>普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。</u></p> <p>第138条の4 <u>普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。</u> 2 <u>普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。</u> 3 (略)</p>	<p>【地方自治法】 第138条の4 (略) 2 (略) 3 <u>普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</u></p> <p>第202条の3 <u>普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。</u> 2～3 (略)</p>